

和泉市住民監査請求取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第242条に規定する住民監査請求（以下「請求」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(請求の方法)

第2条 請求をしようとする者（以下「請求人」という。）は、和泉市職員措置請求書（様式第1号）により事実証明書を添付して、和泉市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書の提出は、持参又は郵送によるものとする。

(代理人による請求)

第3条 請求は、請求人からその権限を授与されたことを証する書面を添付することにより請求人以外の者（以下「代理人」という。）が行うことができる。

2 代理人が請求する場合の請求への自署は、請求人及び代理人がともに行うものとする。

3 和泉市監査事務局（以下「事務局」という。）は、第1項に規定する請求があった場合に、請求人に対する通知等は、代理人を通じて行うよう求めることができる。

(共同請求による代表者の選任等)

第4条 事務局は、複数の請求人から同一の請求があった場合（以下「共同請求の場合」という。）に、その中から代表者を定めるよう求めることができる。

2 事務局は、前項の規定により代表者を定めた場合における複数の請求人に対する通知等は、代表者を通じて行うよう求めることができる。

(請求書の受付)

第5条 事務局は、請求書が持参により提出されたときは持参された日、郵送で提出されたときは事務局に到達した日をもって受け付け、受付印を押印した請求書の写し1部を請求人（代理人を含む。以下同じ。）に交付するものとする。

(請求の取下げ)

第6条 請求人は、請求の全部又は一部を取り下げる場合においては、書面で行わなければならない。

2 取り下げた請求の全部又は一部については、初めから請求がなかったものとみなす。

(議会及び市長への通知)

第7条 監査委員は、法第242条第3項の規定により、受け付けた請求の要旨を、直ちに議会及び市長に通知するものとする。

2 請求の要旨の通知は、個人情報を除き、請求書の記載どおりとする。

- 3 監査委員は、請求の取り下げがされたときは、議会及び市長に通知するものとする。

(補正指導)

第8条 事務局は、受け付けた請求書の記載事項及び添付書類の確認を行い、形式的な不備がある場合は補正指導を行うものとする。

- 2 補正指導は、持参により請求書が提出されたときはその場で行うものとし、その場では困難な場合及び郵送により請求書が提出されたときは、後日行うものとする。

- 3 補正指導に応じるか否かは、請求人の任意とする。

(陳述等に関する意向の確認)

第9条 事務局は、請求書を受け付けたときは、請求人に対し、次の各号に掲げる事項について、陳述等に関する意向確認書(様式第2号)により確認するものとする。

- (1) 法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会の付与に関すること。
- (2) 法第242条第8項に規定する陳述の聴取の立会いに関すること。
- (3) 第1号に規定する陳述を行う際の立会人以外の傍聴に関すること。

(要件審査の補助)

第10条 事務局は、請求書を受け付けたときは、監査委員による要件審査を補助するため、あらかじめ次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 請求人について法第242条第1項に規定する住民であること。
- (2) 請求について法第242条第1項及び第2項に規定する実質的要件の事実確認。
- (3) その他、監査委員が事務局に指示した事項。

- 2 事務局は、前項の規定による確認において、請求人が住民であることが確認できないとき又は事実関係が確認できないときは、請求人に対し、その確認できる書類の提出を求めることができる。

(要件審査)

第11条 監査委員は、請求が法第242条第1項及び第2項に規定する要件を満たしている(以下「適法な請求」という。)と認められるか否かについて、要件審査表(様式第3号)を用いて審査し、要件を満たしていると認められるときは、適法な請求として受理の決定をし、要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定を行うか、又は請求人に対し期間を定め補正を求めるものとする。

- 2 監査委員は、請求人が前項の規定により補正を行い、要件を満たしていると認められるときは適法な請求として受理の決定を行い、期間内に補正を行わないとき又は補正を行ってもなお要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定をするものとする。

- 3 監査委員は、請求の受理を決定したときは、請求人に対し、当該請求を受理した旨を通知し、却下の決定をしたときは、その旨を通知するものとする。
- 4 監査委員は、受理の決定をした請求について、必要に応じ法第242条第4項に規定する停止（以下「暫定的停止」という。）の適否を審査し、暫定的停止を行うことが適当と認めたときは、その理由を付して、市長及び関係執行機関又は職員に勧告することができる。
- 5 前項の規定により勧告を行ったときは、勧告内容を請求人に対して通知し、これを公表するものとする。

（監査の実施）

第12条 監査委員は、監査の対象となる関係執行機関又は職員（以下「関係執行機関等」という。）からの陳述の聴取、関係書類の確認、閲覧及び照合等の方法により監査を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、法第199条第8項に規定する関係人調査及び学識経験を有する者等からの意見を聴くことができるものとする。

（証拠の提出）

第13条 法第242条第7項に規定する証拠の提出期限は、持参するときは陳述の日の前日までとし、郵送によるときは、陳述の日の前日までに事務局に到達したものでなければ証拠としての効力を有しないものとする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

- 2 請求人の陳述が行われない場合の証拠の提出期限は、監査委員がその都度定めるものとする。

（請求人の陳述）

第14条 請求人の陳述は、第9条第1項の規定による陳述の機会の付与の確認を行った際に、陳述を希望した請求人が行う。ただし、代理人が請求した場合及び共同請求の場合で陳述を希望する者が相当数いるときは、監査委員は陳述する者（以下「陳述人」という。）の数を制限することができる。この場合において、陳述人は請求人が選出するものとする。

- 2 陳述は、請求人からその権限を授与されたことを証する書面を提出することにより請求人以外の者が代理で行うことができる。ただし、監査委員は代理で行うことができる者の数を制限することができる。
- 3 請求人は、補佐人を同席させることができる。このときは、陳述の日の前日までに補佐人申請書（様式第4号）を提出し、監査委員の承認を得なければならない。ただし、監査委員は補佐人の数を制限することができる。
- 4 陳述は、監査委員の指示に従って行わなければならない。
- 5 前項の陳述は、請求書の記載事項を補足するものに限るものとする。
- 6 陳述の時間は、30分以内とする。ただし、監査委員が特に必要と認める場合又は陳述人が相当数いる場合にあっては、この限りではない。

7 陳述開始時刻を10分経過しても陳述人が陳述会場に入室しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りでない。

8 監査委員は、第4項の陳述に対して、質疑を行うことができる。

(関係執行機関等の立会い)

第15条 監査委員は、陳述人から聴取するときは、法第242条第8項の規定により、必要に応じて、関係執行機関等を立ち合わせることができる。

2 前項の規定により立ち会う関係執行機関等は、監査委員の指示に従わなければならない。

3 監査委員は、関係執行機関等の立ち合いが陳述人の円滑な遂行の支障となると認めるときは、関係執行機関等の立ち合いを制限することができるものとする。

(関係執行機関等に対する陳述の聴取)

第16条 監査委員は、必要に応じて、関係執行機関等に対して、陳述の聴取をすることができる。

2 事務局長は、陳述の聴取の日時及び会場を定め、関係執行機関等に通知しなければならない。

3 監査委員は、陳述の聴取をするときは、事前に参考資料等の提出を求めることができる。

4 第1項の規定による陳述を行う者は、監査委員の指示に従わなければならない。また、陳述は請求に関する見解及び事実関係等を述べるものとする。

5 陳述の時間は、30分以内とする。ただし、監査委員が必要と認める場合は、この限りではない。

6 監査委員は、第4項の陳述に対して質疑を行うことができる。

(請求人の立会い)

第17条 監査委員は、関係執行機関等から陳述の聴取を実施するときは、法第242条第8項の規定により、必要に応じて、請求人を立ち合わせることができるものとする。

2 前項の規定により立ち会う請求人は、監査委員の指示に従わなければならない。

3 監査委員は、請求人の立ち合いが関係執行機関等の円滑な陳述の支障となると認めるときは、請求人の立ち合いを制限することができるものとする。

(陳述の中止等)

第18条 監査委員は、第14条又は第16条の規定により陳述を行う者が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述を中止することができるものとする。

2 監査委員は、第15条又は前条に規定により立会いをする者が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認めるときは、これらの者に退場を命ずることができるものとする。

(陳述の傍聴)

第19条 監査委員は、陳述における傍聴を認めるものとする。ただし、個人及び団体等のプライバシーを侵害するおそれがあるとき、その他、陳述の円滑な運営に支障があると認められるときは、非公開とする。

2 前項の陳述を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は5名以内とする。ただし、監査委員は、会場の都合等の事情により傍聴人の定員を増減させることができるものとする。

3 傍聴人は、陳述の5分前までに傍聴出席者名簿（様式第5号）に必要事項を記入しなければならない。

4 傍聴人は、陳述当日の先着順で決定するものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者（以下「報道関係者」という。）は、あらかじめ傍聴出席者名簿に所属する報道機関の名称及び氏名等必要事項を記入することにより、取材のための傍聴をすることができるものとする。ただし、監査委員は、会場の状況等によりその数を制限することができるものとする。

(傍聴の禁止)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を及ぼすおそれがある危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼり又ははちまき、腕章等を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を所持している者
- (5) 前各号に掲げるものの他、陳述の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第21条 傍聴人及び報道関係者は、監査委員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 陳述等の言論に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談論その他騒ぎ立てをしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。また、携帯電話機等の電源を切ること。
- (4) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 所定の傍聴場所以外には立ち入らないこと。
- (6) はち巻き、腕章の類をする等威嚇的行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるものの他、会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第22条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができるものとする。

- (1) 監査委員が陳述を非公開としたとき。
- (2) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。

(陳述の撮影及び録音)

第23条 陳述等に係る写真、ビデオ等の撮影及び録音はすべて禁止する。ただし、報道関係者の傍聴の場合で監査委員が認めたときは、この限りでない。

- 2 監査委員は、陳述等の内容を事務局職員及び速記者等に録音させ、会議録を作成させることができる。

(監査結果の決定)

第24条 監査委員は、監査を終了したときは、合議により監査結果の決定を行い、監査結果報告書としてとりまとめるものとする。

- 2 監査結果報告書としてとりまとめる際は、個人情報の取扱いについて、十分留意しなければならない。

(監査結果等の通知及び公表)

第25条 監査委員は、監査結果の決定に従い、法第242条第5項の規定により、次に掲げるとおり処理するものとする。

- (1) 請求に理由がないと認めるときは、理由を付して、その旨を書面により請求人に通知し、かつ、これを公表するものとする。
- (2) 請求に理由があると認めるときは、議会、市長その他関係執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表するものとする。

(措置結果の通知及び公表)

第26条 監査委員は、前条第1項第2号の規定による勧告を受けた市長その他関係執行機関等から措置結果に関する通知があったときは、当該通知事項を請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

(監査結果等の公表方法)

第27条 監査結果及び措置結果の公表は、和泉市広告式条例の例によるものとし、併せてホームページへ掲載するものとする。

- 2 公表にあたっては、請求人の住所、氏名は省略するものとし、個人名及び団体名等は、個人が特定される場合又は利益が損なわれるおそれがある場合においては、記号で表示するなど個人情報に留意し行わなければならない。

(補則)

第28条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月28日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

和泉市職員措置請求書

（
に対する）措置請求の要旨

1 請求の要旨

2 請求者

住 所

氏 名

連絡先

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を
請求します。

年 月 日

和泉市監査委員 あて

様式第2号（第9条関係）

陳述等に関する意向確認書

以下の項目について、年 月 日までに提出してください。

1 法第242条第7項に規定する陳述の機会の付与に関すること

監査委員は、請求人に請求の要旨を補足させるための陳述の機会を与えなければならないとされています。

○陳述を希望しますか。

【 希望する ・ 希望しない 】

2 法第242条第8項に規定する陳述の聴取の立会いに関すること

監査委員は必要があると認めるときは、関係職員等から陳述の聴取を行う場合において、請求人を立ち会わせることができるとされています。

○関係職員等の陳述に際し、請求人の立会いを希望しますか。

【 希望する ・ 希望しない 】

3 陳述を行う際の傍聴に関すること

監査委員が、請求人等の陳述の公開を決定した場合、陳述の聴取の立会いをする者（関係職員等）以外の傍聴が可能となります。

○請求人等が陳述を行う際に、傍聴人がいても差し支えありませんか。

【 あ る ・ な い 】

※2及び3については、監査委員の判断の参考とさせていただきます。

年 月 日

請求人 住 所
氏 名

和泉市監査委員 あて

様式第3号（第11条関係）

要件審査表

（ 年 月 日受付）

項 目		要 件 内 容		主 張 事 実 等		適否
形式及び 手続	請求人の資格	和泉市の住民				
	事実証明書	違法又は不当とする事実を証する書面				
	職員の指定	市長及び関係機関及び職員				
	請求期限	当該行為のあった日又は終わった日から1年以内（又は、1年を経過した正当な理由の疎明）				
	財務会計上の行為	①	公金の支出			
		②	財産の取得・管理・処分			
		③	契約の締結・履行			
		④	債務その他の義務の負担			
⑤		①～④の行為が相当の確実をもって予想される場合				
⑥		公金の賦課・徴収を怠る事実				
	⑦	財産の管理を怠る事実				
行為及び 結果	違法性 不当性	違法・不当とする事実の主張又は理由の提示				
	特定性 具体性	請求の対象を特定できる程度の具体性				
	損害発生	行為の結果として財産的損害の発生の恐れ				
	必要な措置の内容	①	当該行為を事前に防止するために必要な措置			
		②	当該行為を事後的に是正するために必要な措置			
③		当該怠る事実を改めるために必要な措置				
④		当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置				

様式第4号（第14条関係）

補佐人申請書

補佐人 住所
氏名

年 月 日に実施される地方自治法第242条第7項に基づく陳述について、
上記の者を私の補佐人としていたので申請します。

年 月 日

請求人 住所

氏名（自署）

和泉市監査委員 あて

様式第5号 (第19条関係)

傍聽人名簿

年 月 日実施

[illegible]